

平成26年第12回教育委員会定例会記録

平成26年7月23日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成26年7月23日（水）午後2時00分～午後2時55分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 田中 奈那子
委員 對馬 初音 委員 折井 麻美子
教育長 井出 隆安

欠席委員（なし）

出席説明員 事務局次長 井口 順司 学校教育部長 和久井 義久
生涯学習スポーツ担当部長 井山 利秋 中央図書館長 渡辺 均
庶務課長 岡本 勝実 教企画課長 筒井 鉄也
学務課長 植田 敏郎 特別支援課長 塩畑 まどか
学校支援課長 青木 則昭 学校整備課長 喜多川 和美
生涯学習推進課長 濱 美奈子 スポーツ課長 人見 吉也
済美教育センター所長 白石 高士 済美教育センター統括指導主事 大島 晃
済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第41号 杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (2) 学校施設使用料の徴収方法について
- (3) 次世代トップアスリート育成・支援事業について
- (4) (仮称)すぎなみスポーツアカデミーの実施について
- (5) 平成26年度杉並区立小中学校における学力等調査の概要について

(選任)

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

目 次

議案

議案第41号 杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を 改正する規則	4
--	---

報告事項

(1) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	5
(2) 学校施設使用料の徴収方法について	6
(3) 次世代トップアスリート育成・支援事業について	9
(4) (仮称)すぎなみスポーツアカデミーの実施について	13
(5) 平成26年度杉並区立小中学校における学力等調査の概要に ついて	18

選任

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について	20
-------------------------	----

委員長 皆様、こんにちは。暑い中ですが夏休みもあって、子どもたちも元気に過ごしてくれているのではないかなと思います。行方不明となっていた倉敷市の小学5年生の女の子は無事に見つかって本当によかったなと思います。今日は二十四節気の大暑ということで、本当に外は暑くて、今もお話が出ていたのですけれども、打ち水をしながらという何か昔ながらの風情がまた見られるといいなど、そんな思いをしています。

それでは、ただいまから、平成26年第12回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は田中委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が1件、報告事項が5件、委員長職務代理者の選任となっております。

それでは、議題に入らせていただきます。日程第1、議案第41号「杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第41号につきましてご説明を申し上げます。

前回の教育委員会定例会におきましてご議決いただいたとおり、平成27年4月1日に新たに設置いたします新泉和泉小学校及び和泉中学校の通学区域の指定等を行うものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。別表の(1)小学校に規定してございます下線部分、学校名の欄の「新泉」及び「和泉」を削り、最後に、新たに「新泉和泉」を加え、現在の新泉小学校及び和泉小学校の全ての通学区域を指定通学区域として定めてございます。

また、下から裏面にかけてでございますが、別表の(2)中学校をご覧ください。ここに規定してございます学校名の「和泉」を削り、最後に新たに「和泉」を加え、現在の和泉中学校の通学区域を指定通学区域として定めてございます。

最後に施行期日でございますが、平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

前回の教育委員会定例会で出たものが最終的に確定という形なのです

ね。

庶務課長 前回、内容をご決定いただきましたので、今回、それに合わせた規則改正を上程させていただきました。

委員長 特にはよろしいですか。それでは、ご意見等はございませんので、議案第41号につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がございませんので、議案第41号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

では、続きまして、日程第2、報告事項の聴取を行います。

初めに、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、報告させていただきます。

平成26年6月分になります。資料をご覧ください。6月分の合計は全部で43件でした。内訳としましては、定例のものが40件、新規で承認したものが3件となります。共催・後援の内訳につきましては、共催が12件、後援が31件となっております。累計につきましては、資料をご覧ください。ただただと思えます。

なお、生涯学習推進課と特別支援教育課に新規がございましたので、そちらを報告させていただきます。1ページおめくりください。1ページ目の生涯学習推進課に新規がございます。

まず1つ目、種別は新規、名義形態は後援となっております。団体名は「高円寺商店街連合会」、事業名は「高円寺交流スペースとキャラクター創造」、開催期間は平成26年6月15日から平成27年3月31日までとなっております。

同じページに社会教育センター分として、もう1件新規がございます。こちらの名義も後援となっております。団体名は「すぎなみパパと一緒に楽しもう推進協議会」、事業名は「パパ集まれ♪すぎなみパパ祭り2014」です。開催期間は平成26年8月31日となっております。

続きまして、4ページ目をご覧くださいませでしょうか。こちらに特別支援教育課の新規が1件ございます。こちらの名義形態は後援、団体名は「全国適応指導教室連絡協議会」、事業名は「全国適応指導教室連

絡協議会関東・甲信越地域会議『東京大会』」です。開催期間は平成26年11月27日となっております。

こちらについては以上になります。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

では、他にご意見等ありませんので、これにつきましては、以上にさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、「学校施設使用料の徴収方法について」の説明を引き続き、生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 引き続き、生涯学習推進課より、「学校施設使用料の徴収方法について」、報告させていただきます。

こちらは、使用料等の見直しによって、学校開放施設の登録団体の使用料無料の取扱いが平成27年1月から廃止に伴いまして、今までは有料であった一般利用の学校施設使用料も含め、徴収方法について以下のとおりとするものです。

1、使用料の新たな徴収方法の導入。現在、学校施設使用料は、登録団体以外の一般利用の方は有料ですが、その方は全て生涯学習推進課の窓口に来ていただいて納付書の発行を受け、それを銀行に持って行って支払う形の徴収方法になっております。今後は、学校施設使用券による納付も導入することにより、使用者の利便性の向上を図りたいと考えております。

(1) 使用券の販売窓口。こちらは、生涯学習推進課窓口と、7カ所の地域区民センター受付窓口で販売をいたします。また、全登録団体を対象にした説明会等を行いますが、そちらでも販売を行いたいと考えております。

(2) 使用券の種類等。こちらは、「100円券」、「200円券」、「500円券」の同一券種10枚綴りのシート単位で販売をしたいと考えております。

(3) 使用券の使用方法。学校施設の使用者は、事前にこの使用券を購入して、施設使用時に提出をするという形で考えております。

(4) その他。生涯学習推進課窓口では、使用料等の減額の場合がありますので、その申請者のための「50円券」の販売、また、各使用券の

残り、つまり1枚単位での販売及び未使用の使用券の還付手続も行う予定であります。

次に、2、使用料（照明設備使用料を除く）を無料とする団体の認定についてです。次世代育成支援の観点から、以下の団体が使用する場合は、使用料を無料とするものです。

（1）要件。現在、登録団体は区内在住・在勤・在学者で構成される10名以上の団体となっておりますが、そのうち、中学生以下の構成員が過半数以上の団体を考えております。

（2）認定手続については、使用料が無料となる団体から申請を受けまして、中学生以下の構成員が過半数以上という要件を確認したうえで認定をいたします。なお、現在、登録団体の更新は3年に1度ですが、中学生以下ということは毎年、卒業していきますので、今後は、これらの団体については毎年度ごとに要件確認を行う予定です。

3、今後のスケジュール。まず、平成26年8月27日開催予定の教育委員会で規則改正を上程させていただく予定です。規則改正に向け、現在、使用券の装丁であるとか、各種申請書などの書式の改定を整備しているところです。その後、9月に文教委員会に報告し、11月には学校施設使用券の販売を開始いたします。なお、同時に、全ての登録団体に、今後、支払いの方法などが変わりますので説明会を実施いたします。そのうえで、平成27年1月から使用券による使用料の徴収を開始するスケジュールで考えております。

私からは以上になります。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

對馬委員 とても便利なやり方になるのかなと思いますが、使用券は使わなかった分を還付、それは生涯学習推進課窓口だけですが、できるということですがけれども、例えば、使用券に使用期限みたいなものは設けられるのでしょうか。

生涯学習推進課長 使用期限を設ける予定はありません。

田中委員 今までと変わるの、1時間単位での支払いという形になりますよね。そうすると、2時間以内で体育館を使うのでしたら、今までだと5時間以内で幾らというふうになっていたと思うのですが、2時

間で使うとなったら500円券2枚というような支払方法に変わるということではいいわけですね。

生涯学習推進課長 はい。500円券2枚、あるいはその1回限り、例えば何回も使う団体ではなくて、年に1回という団体であれば、100円券が10枚で1シートですので、それを1回購入して、お支払いいただくという方法もあります。

田中委員 100円券、200円券、500円券、いろいろな買い方ができるということですね。

生涯学習推進課長 はい。組み合わせで、それぞれ便利なようにお使いいただくと考えております。

田中委員 わかりました。

委員長 他にはよろしいですか。

折井委員 2番の使用料を無料とする団体の認定というところなのですが、平成27年1月から使用券による使用料の徴収を開始するということは、1月からスタートで1年間ということの認定なのでしょうか。それとも、3月中で中学生が卒業するということで4月始まりの1年間となるのか、どのように想定していらっしゃいますか。

生涯学習推進課長 今年度は、導入に際して平成27年1月からという変則的な時期になりますので、今回は1年3カ月分という形で認定を考えております。次の、平成28年1月頃には、また次の認定をしたいと考えておりますが、今期だけは少し長い期間になります。平成28年1月、2月に手続をしていただくのは、平成28年4月以降の認定について了承する形になります。

折井委員 ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。

これは、納付書による徴収も併用した形でやっていくわけですね。

生涯学習推進課長 納付書も併用で考えてございます。例えば、生涯学習推進課の窓口に来ていただければ、そのまま利用券を購入することもできる。また、ご希望があれば納付書を発行することもできるというふうに考えております。

委員長 わかりました。周知徹底も含めて、説明会でちゃんと聞いていただくような形になればいいかなと思います。

特にはよろしいですか。では、他にありませんので、以上にしたいと

思います。ありがとうございました。

それでは、次に、「次世代トップアスリート育成・支援事業について」の説明をスポーツ振興課長からお願いいたします。

スポーツ振興課長 平成26年度の新規事業実施の報告でございます。「次世代トップアスリート育成・支援事業」ということで、1番の進め方でございますけれども、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を機に、夢に向かって自らの意思でスポーツを選び、チャレンジする子どもを育成する、といった大きな狙いがございます。

次に、2番の育成プログラムでございますが、次のページをおめくりください。こちらが、育成・支援事業のイメージでございます。対象といたしましては、小学校高学年と中学生の40名程度ということで考えております。まずは、ステップ1が大きな取組内容となります。目的でございますけれども、トップアスリートの技術を目の当たりにし、言葉を交わし、質の高い指導を受け、専門スポーツ施設の迫力を体験することで、スポーツへの夢を抱き、自らの可能性に気づき、新たな高みへチャレンジするきっかけを提供する、といったことで、本物のオリンピック、パラリンピアンの方と話すというだけでなく、実際にその人から、例えばパスを受けるだとか、バレーボールであればサーブを受けるだとか、そのようなこと、実際に同じ会場に立つといったようなことで、「わあ、すごい」といったところを感動で味わっていただきたいなといったところがあります。

また、目的の2つ目でございますが、パラリンピック種目の体験や、トップアスリートを支える人々の存在を知ること、オリンピック教育を組み入れることにより、幅広くスポーツ・オリンピック・パラリンピックへの見聞を深める、といった目的がございます。

続きまして、これらを実施していく中で、杉並区ゆかりの選手がすばらしい成績を残すなど、国際大会等への出場といったようなことになってきたという時には、今後の検討課題ではございますけれども、何らかの支援をすることができるよう、ステップ1からステップ2につなげていくといったことも考えております。

続いて、左上の方に上がりますけれども、ステップ3ということで、そういった国際大会へ出場するような杉並区ゆかりの選手が、本当にオリンピックやパラリンピックへ行くといったような時には、商業関係の

方ですとか、いろいろな企業にお声がけをして、次世代育成基金への寄附をお願いするといったことと、区全体にお声がけをして、区民みんなで応援をするという流れができればよいかということ、ステップ1、ステップ2、ステップ3が循環するといったイメージでもって事業展開をしていこう、という計画でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。

對馬委員 対象は小学校高学年から中学生となっておりますが、このステップ2から3までになると、それ以上の年代になってくるのではないかなという気がするのですけれども。国際大会に出たり、実際にオリンピックに出る年代というのは10代後半から20代ぐらいかなと思うのですが、対象者が小学校高学年から中学生と書いてありますけれども、そのあたりはどういうことなのでしょう。

スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。ステップ1の対象者が小学校高学年と中学生といったところで考えておりますけれども、実際には、オリンピック出場には年齢要件がございますので、その辺は今後の検討の中でも、含めて取り組んでいきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

田中委員 若者が夢と希望と目標を持つことは、素晴らしいことだと思うのですけれども、これは継続的、日常的にやっていると目標達成にはつながらないと思うので、その時期ですとか期間、場所というのは、これから検討する段階なののでしょうか。

スポーツ振興課長 そうですね。今年の10月、11月ぐらいから、事業をスタートしていく予定なのですけれども、この事業については、オリンピック後もぜひ、中学生、小学生の方々にスポーツを行っていただきたいということがありますので、継続して取り組んでいきたい事業と考えております。

田中委員 多分、部活動とか、他のスポーツ団体に所属している子たちが、きっと多いと思うのですけれども、そこの兼ね合いとかは、どういうふうにして練習をさせていくのでしょうか。

スポーツ振興課長 こちらの事業は、どちらかといいますと、土曜日とか

日曜日なども考えておりますので、できるだけ参加しやすい時間帯などを工夫してまいりたいと思います。

田中委員 そうですね。いろいろと調整しながらでないかと、やっぱり子どもたちは取り組み方でも随分と違ってくると思うので、そこをよく検討なさっていただきたいなと思います。

委員長 よろしいですか。

折井委員 幾つか質問させていただきたいことがあるのですが、こちらの育成・支援事業というのは、100%次世代育成基金からの支出を考えていらっしゃるのでしょうか。

庶務課長 次世代育成基金の他の事業で申しますと、基金から半分、区の予算で半分というふうになっておりますので、この事業に関しても、そうしたことを踏まえながら、今後、予算を要求して検討していくことになるかなと思います。

折井委員 事業の内容も、この基金にどのぐらい寄附をいただけるかによって左右されてくるということなのでしょうか。

スポーツ振興課長 今年度の予算につきましては、もう、つけていただいていますけれども、次世代育成基金は、この育成プログラム以外にも、例えば、中学生親善交流野球大会ですとか、いろいろな分野で活用しておりますので、活用するだけでなく、お金を集めるという1つの事業展開にもしていきたいといったところの狙いがございます。

折井委員 ありがとうございます。次にお伺いしたいのが、実施時期なのですが、今年の9月ということは、あと、ひと月少して募集予定ということですのでいいのですよね。募集をかけるということは、かなり、このプログラムの内容を詰めていかなければいけないのではないかと思うのですが、間に合うのでしょうか。

スポーツ振興課長 この計画をつくるに当たりまして、5月から6月の間に、いろいろなオリンピック選手の方ですとか、パラリンピックの選手の方々にヒアリングをさせていただく中で、こういう事業をやるのでご協力を、ということで前もってご了解をいただいておりますので、ほぼ固まりつつあるといったところでございます。

折井委員 最後によろしいでしょうか。事業イメージのステップ1の内容の3つ目で、「職場（支える）体験」ということで、アスリート本人の育成だけではなくて、職場体験、支えている人たちの育成ということが、

これは今まであまり行われていなかったのではないかなというふうに思うのですけれども、東京オリンピック・パラリンピックでも多くのボランティアの方が必要ということと、東京都民やそれ以外の方々、みんなで盛り立てて気運を高めていくためにも、こういう支える人たちがどんなふうにしていて、どんなに助けになって不可欠な方たちなのかということを実際にぜひ、区の若い子どもたちに身をもって体験というのでしょうか、そういうのをしていただきたいので、ここの部分を本当に大きく育てたような事業にしていってくださると、とても嬉しいなというふうに思います。

スポーツ振興課長 そうですね、例えば、実際に車いすバスケットの車いすに乗っていただくとか、例えばですけれども、靴をつくる方ですか、いろいろな道具をつくる方、計測、タイムを計る方とか、いろいろな人の支援があって、1人の選手が出ていくことができるといったところを理解していただく、いいきっかけにしたいと思っております。

委員長 よろしいですか。

対馬委員 募集をかける段階で、種目というのは絞って募集をかけるのでしょうか。オリンピック種目なら何でもいいのですか。

スポーツ振興課長 そうですね。ある程度、主たる競技でいきますと、陸上競技ですとかバレーボールとかバスケとかもやりやすいスポーツの1つとなっていますが、それ以外にどういったものができるかというのは、これから講師の方々とも相談をしながら決めていきたいと思っております。

対馬委員 競技人口の少ないところを結構、狙っている子もいるような話も聞くので、何か近代五種とか、トライアスロンとか、割とこれならいけそうというのを狙っている子とかもいるようなので、そのあたりはどうなっているのかなというふうには思いました。

それからもう1つ、この次の「(仮称)すぎなみスポーツアカデミー」の実施にも関わるかと思うのですけれども、スポーツすることだけではなくて、やはり、結構、薄くなっていくのは日常生活とか食生活、それからストレッチをすることとか、そういう基本的な部分に関して、どこかできちんとカバーしていけるような形を専門的な方に教えていただくとか、食生活の部分だったら、子どもたちであればご家庭の保護者の方にやっていただくプログラムをつくるとか、そういったこともやって

いただけるといいなとは思いますが。

スポーツ振興課長 そうですね。オリンピック選手などにヒアリングさせていただく中で総じておっしゃっていたことは、小さい時から1つの競技だけをやるというよりは、成長期なのでいろいろなスポーツをやった方がいいのだと。なので、そのきっかけをつくってあげることが一番大切だと思う、というふうに皆さんおっしゃっていますので、中には、卓球なら卓球でずば抜けているという方もいらっしゃいますけれども、日本体育協会の幹部の方ですとか、本当に皆さん、いろいろなスポーツをこういうふうに仕掛けていってほしいというようなことをおっしゃっていました。

委員長 よろしいですか。

田中委員 今年度は予算化されているようなのですが、まだまだ次世代育成基金というのが区民に周知されていないようなので、もう少し寄附を集めるためにも、資料にPRとなっていますけれども、たくさん啓発活動、広報活動をなさった方が今後はよろしいと思っておりますので、ぜひもう少し、この次世代育成基金のPRをしてほしいなと思っております。

スポーツ振興課長 この事業の中でも、また、そのあたりをPRしていきたいと思っております。

委員長 よろしく申し上げます。他にはよろしいですか。

若い人たちはいいなというふうに私は思います。もう一回若くなりたいなという、そんな思いを持ちながら聞きました。特に、障害のある方たちのパラリンピックもかなり力が入ってきていますので、障害のある方たちにもぜひ力を注いでいけるよう、考えていただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、他にはございませんので、この件につきましては以上にしたいと思います。

それでは、続きまして、「（仮称）すぎなみスポーツアカデミーの実施について」の説明を、引き続き、スポーツ振興課長からお願いいたします。

スポーツ振興課長 こちらにつきましては、今後の個人情報審議会を経て実施するといったことで考えております。「（仮称）すぎなみスポーツアカデミーの実施について」でございましてけれども、昔からの経験や自分が受けた指導法そのままではなく、現在の医学、科学、そういったも

のを正しく学んでいただいて、指導していただきたいということでございます。特に、成長期の子どもですとか、過度の運動がふさわしくない人への対応など、正しいスポーツ指導を学んでいただきまして、障害を持った人なども含め、多くの人にスポーツをより長く楽しんでいただくことのできるような良き指導者になっていただければ、というための、そのことを目標としたプログラムです。

人材育成プログラムとして、4本の大きなプログラムを考えてございます。特に、1番の指導者養成講習会ですけれども、こちらは日本体育協会（日体協）のカリキュラムをそのまま併用したところに、杉並区独自のオリジナルカリキュラムを追加して講義を進めてまいります。ですので、杉並区の認定だけではなくて、例えばある方が日体協の公認指導者資格を取りたいということであれば、日体協に申請してお金を支払うことにより日体協の公認指導者資格も取れるというようなことも兼ね備えたプログラムとなっております。

次に、3番のジュニア（子ども）スポーツ講座ですが、これは小学校低学年の児童と親を対象と考えておりますけれども、お子さんにとって遊びがトレーニングだということや、栄養や休養が大切だということや、オリンピック、パラリンピックとはどういうものかというような内容などを説明します。4番の障害者スポーツ講座につきましては、健常者と障害者が一緒にプレーをするためには、どういったことを、ルールを手直しすれば、一緒により楽しくプレーできるかというようなこと、すなわち、障害者とともに活動するための理論と実技などを学んでいただくといったことを考えております。

次のページをご覧ください。昨年、策定いたしました「健康スポーツライフ杉並プラン」の中にもあります「人づくり」に基づいて、この「（仮称）すぎなみスポーツアカデミー」を計画してございます。各講習会は40人程度の定員で実施してまいります。プログラム代等は有料となりますけれども、できるだけ安い金額でできるようにと考えております。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。

對馬委員 これもやはり、養成される指導者というのは、どの種目かは関

係なくということによろしいのでしょうか。

スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。

對馬委員 そうなると、各スポーツの実技の能力は問わないということなのではないでしょうか。

スポーツ振興課長 そうですね。どちらかというところ、実技よりはスポーツの文化ですとか、トレーニング理論ですとか、栄養とか、思春期の子どもに対する指導の仕方とか、または高齢者の方向けの注意する点だとか、いろいろなことを取り組んでまいりますので、どちらかというところ、実技よりは、こういう講義形式の内容となっております。

對馬委員 スポーツをなさる方からすると、今までの、いわゆるコーチみたいな方について実技的な練習をしながら、こういう方たちのアドバイスを時々いただくようなイメージでいいのでしょうか。

スポーツ振興課長 昔は、水を飲むとばてるからスポーツをやっている時は水を飲むなという指導方法もまかり通っていた時期があったかと思うのですが、そういうことではなくて、正しい、最新の科学的、医学的などところに基づいた方々をお招きしての指導内容を考えております。

委員長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

折井委員 4番の障害者スポーツ講座に、「車いすテニス」と「サウンドテーブルテニス」とありますけれども、これは、この競技に限っているのでしょうか。それともこれは、例なのではないでしょうか。選ばれた理由も教えていただけますでしょうか。

スポーツ振興課長 「車いすテニス」は、特殊な道具を使ってプレーをしていただきますので、参加する人には車いすに実際に乗っていただくことによって、こんなに普通の車いすとは違うのだということで、これだったら急激なターンができるかな、とか、そういう体験もしていただくといったこともあります。「サウンドテーブルテニス」は、音を聞きながらという卓球のようなものですが、そういったスポーツ以外のものについても、今後は取り組んでいくつもりでございます。

折井委員 では、1番の指導者養成講習会という、例えば、最新のスポーツ科学に基づいた指導理論を習得していただくというのとは、また違った目的を持った講座だということなのではないでしょうか。こちらの場合はこの種目の支援の仕方を学ぶという講座なのではないでしょうか。

1番に関しては、種目に限ったものではなくて、指導者として必要な

スポーツの理論ですとか、指導理論を広くというか、普遍的なところを学ぶことを目的としていらっしゃるんですよね。でも、4番に関しては、「車いすテニス」のサポートの仕方ですとか、どちらかというところ、競技ごとの、何か支援の仕方というイメージを持ったのですけれども、何を一番の目的としている講座なのではないでしょうか。

スポーツ振興課長 失礼いたしました。今年度、「車いすテニス」と「サウンドテーブルテニス」を種目として取り組んでいくことにつきましては、実際に車いすのパラリンピック選手のお話を聞かせていただいた中で、今年度、こういう事業をやるのでやっていただけますかといったことなどのつながりでもって、ぜひ、やってみたいというふうにした2種目でございます。

折井委員 では、「車いすテニス」や「サウンドテーブルテニス」に元々関わりのない方であったとしても、支援の仕方というものを学べるということでも有用であると、広く関わっている方に参加してもらいたい講座であるというわけですね。

スポーツ振興課長 はい、そうです。

田中委員 1つ質問なのですが、この講座を修了した方たちはどういうところで活躍するようになるのでしょうか。そこが少し見えないのですけれども。指導者との連携とか、そういう兼ね合いとかも少し見えにくいのですが、そのところを知りたいなと思います。

スポーツ振興課長 区内ではいろいろなスポーツが行われて、そこでは、いろいろな方々が指導をなさっているのですけれども、何といたしまして、昔からの、自分が受けた指導方法のまま長いこと教えていらして、それが必ずしも間違っているということではないのですけれども、より正しい指導方法を身につけていただくと。例えば、子どもにこういう投げ方をしたら、これ以上投げさせたら、例えば、野球ひじになってしまうとか、あとは子どもにがんがん言い過ぎて、その子どもが挫折してやめてしまうとか、体罰をしてはいけないということで、より子どもたちが長く続けられるように、また、高齢者も無理なくできるようにといったことを学んでいただく。とにかく、いろいろな各団体で指導していただいている方々の底上げといたしまして、レベルアップをしていただくというところが一番の狙いでございます。

折井委員 ということは、特に1番の指導者養成講習会ですけれども、こ

ちらは、例えば部活動ですとか、場合によっては区の教員の方、もしくは、今まで指導したことはないけれども、過去にその競技をしていたので指導者になってみたいというような方、皆さんを対象にしているのでしょうか。それとも今、既に指導者の方は対象にしていらないのでしょうか。

スポーツ振興課長 ご希望であれば、今現在、指導をしていない方でも、ぜひ受けていただきたいと思っております。

折井委員 現実的に言うと、どうしてもお金もかかるということなので、希望者ということになってしまうのだとは思いますが、やはり今、現役で生徒さんに接している方に関して、悉皆講習というようなぐらゐの位置づけで、ぜひ、杉並区のスポーツの教育に関わっている方に関しては、ほぼ全員がそういう講習を受けるものだということで、底上げを狙うのであれば、それぐらゐの感じでやっていただけたらなというふうに強く思います。

スポーツ振興課長 今後、教員にもPRをして、参加をお勧めしたいというふうに考えています。

委員長 他にはいかがでしょうか。いいですか。僕も思うには、体罰によらない指導法、これは内容に入っているので、実際に指導をしている、特に中学校の先生方には、ぜひ講習会には参加してもらえようようにしてもらおうといいかなというふうに思うのと、それから先ほどのトップアスリート育成も含めてなのですが、どうしても小さい子どもたちは専門的な部分をやっていくと、どんどん頭でっかちになってしまっていて、僕はもう上手いんだ、みたいな感じのイメージを持ってしまったりするので、その辺の心の部分についても指導していくようなものも考えていってもらわなくてはいけないのかなというふうに思っています。小さい頃から専門的な技術をつけることはいいことだと思うのですが、基礎的な部分、下半身の強さというのは、いろいろなスポーツの基になると私は思っているので、これは素人が勝手に言うてはいけないことですが、そんなことも含めて、ぜひ指導者の考え方をしっかり学べるような、そんな形のものに進めていっていただけると大変ありがたいかなと。多分、皆さんの意見はそういう部分も含めてあるのではないかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特にはよろしいですか。では、他にはありませんので、以上で終わり

にしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、「平成26年度杉並区立小中学校における学力等調査の概要について」の説明を済美教育センター所長からお願いいたします。

済美教育センター所長 私からは、「平成26年度杉並区立小中学校における学力等調査の概要について」、報告いたします。

学力等調査におきましては、児童・生徒の学習状況及び学習等に関わる意識を把握することにより、各学校が授業を改善し、児童・生徒の学力を向上させることを目的として、国、東京都、杉並区によって実施しております。

初めに、杉並区「特定の課題に対する調査、意識・実態調査」についてですが、これまで平成16年度から平成22年度まで実施してまいりました杉並区の学力調査の結果から、杉並区の児童・生徒の抱える特定の課題について、より詳細に状況を調査し、学力向上を図るため、本調査は平成23年度から実施しております。実施は5月上旬でございます。実施学年は、国や都の調査対象学年に配慮し、小学校3・4年生、中学校1年生を悉皆調査に、小学校5・6年生、中学校2・3年生を希望調査としております。

実施教科は、小学校は国語、算数、中学校は国語、数学、英語としており、前年度の学習内容について調査することから、英語につきましては第2学年、第3学年のみの実施としております。

調査内容は、当該教科の基礎的・基本的な事項について、応用・活用という観点で実施しております。また、学習等に関わる意識・実態調査もあわせて行っております。

次に、東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」についてでございますが、小学校5年生、中学校2年生を対象に、平成26年7月3日に実施いたしました。内容等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

また、全国「学力・学習状況調査」についてでございますが、対象は小学校6年生、中学校3年生でございます。平成26年4月22日に実施いたしました。内容等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、調査結果の公表についてでございますが、各学校がそれぞれの調査の結果を分析、考察することを通し、自校の課題を明確にし、それ

を解決するための具体的な方策を考え、別紙2枚目の資料でお示しいたしました様式を作成いたします。なお、この様式の中のデータにつきましては、これは仮に入れているものでございまして、実際のデータとは異なるものでございます。

昨年度までは学力向上推進計画という計画を各学校で作成しておりましたが、今年度からは具体的な調査結果に基づく、より具体的な方策を各学校が考え、取り組んでいくことを目的として、様式を変更しております。これを地域・保護者に対し、『学校だより』や学校ホームページなどを通して、平成27年1月末を目途に、各学校が公表いたします。

教育委員会につきましては、杉並区内全体の学力等の状況につきまして同じように分析、考察し、平成27年1月末までに公表してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

折井委員 2枚目の資料ですけれども、一番下の四角の「調査結果の考察と今後の取組」以外の、その上の部分に関しては済美教育センター等で作成いただいて、それを学校に配布というか、発表すると。それに基づいて、自校の子どもたちのいろいろな環境ですとか、特性、性質的なものも踏まえたうえで、学校ごとに、今後、どうしていったらいいかということを考えて、先生方がそれを実行に移していくという、その流れで合っていますよね。

済美教育センター所長 今、お話しいただいたとおりでございます。上の表につきましては、済美教育センターで学校ごとのデータを入れさせていただきます。学校はこのデータだけでなく、もう少し詳細なデータがあるのですが、全部は載せられないので、代表的なものをそれぞれ、国、都、杉並区の実態調査の様子を載せ、そのうえで、各学校が下の四角の欄で考察と分析を行うということでございます。

折井委員 いろいろなデータを見るということは、わかりやすいところもあれば、なかなか解釈というのでしょうか、判断に迷うようなデータというものもあると思うのですけれども、各学校にそういうことが得意な先生がいらっしゃったらそれでいいのですけれども、そうでない場合や、もしくは、また違う考察の仕方があるのではないかとといったような考えを持った時には、杉並区ではどのようなサポート体制があるかを確認さ

せてください。

済美教育センター所長 現在のところ、杉並区の特定期間調査については、学校ごとの結果が出ておりました。実はこの夏、多くの学校から調査結果についての研修を受けたいという依頼がありました。済美教育センターから講師を派遣して、実際にこの表を見ながら、ここがこうである、というような研修を年々、受ける学校が増えていまして、全校ではございませんが、そのように学力等調査をいたして、2学期の授業改善にあたらうという学校は増えております。そういったところでサポートさせていただいております。

折井委員 ありがとうございます。

委員長 他にはよろしいですか。やはり、学校ごとの考察から含めて、何と申しますか、指導の細かな仕方というか、具体的な仕方というのがすごく大事になると思うのですが、その辺についてはどうですか、学校に投げかけるという部分で。

済美教育センター所長 当然ながら、紙ベースだけの具体的方策では、実効性がないという部分がございます。当然ながら、この学力調査以外に、指導教授と申して、済美教育センターが若手の先生たちを見て回ったり、指導主事が学校訪問をし、学校の状況のある程度、把握しながら、この調査から出てきたものと学校が見ていることが果たして合致しているか、実効性があるかどうかについては、我々が見て助言をしていきたいなと考えております。

委員長 特に、なかなか理解をしにくい子どもたちへの指導というか、バックアップというのは非常に大事だと思うので、その辺については学校側にも具体的な形で示していただければ、大変いいかなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

他にはよろしいですか。それでは、特に意見がございませんので、この件につきましては以上になりたいと思います。ありがとうございました。

以上で報告事項の聴取を終わります。

続きまして、日程第3「杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について」に移ります。

現在、委員長職務代理者である田中委員でございますが、教育委員会委員の任期が平成26年7月31日までということで、今月末をもって任期満了となります。そこで、平成26年8月1日からの委員長職務代理者を

新たに選任する必要があります。選任の方法なのですが、**「杉並区教育委員会会議規則第6条」**により、**「単記無記名投票」**と**「指名推薦」**の方法があるのですが、いかがいたしましょうか。

折井委員 指名推薦でよろしいのではないかと私は思うのですが、

委員長 他にはよろしいですか。では、今、折井委員から指名推薦による選任方法で、というご意見がありましたけれども、異議は特にありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議は特にないので、指名推薦の方法で選任することとさせていただきます。ご指名がございましたら、ぜひ、お願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

折井委員 いろいろと本当に幅広いご経験と知識をお持ちの對馬委員に委員長職務代理者の職務をお願いできればというふうに私は思います。

委員長 今、折井委員から對馬委員に、とのご指名がございましたけれども、他にございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

それでは、特に異議等がございませんので、對馬委員を委員長職務代理者に選任したいと思います。

それでは、對馬委員から、一言、選任にあたってのご挨拶をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

對馬委員 それでは、年功序列ということで、折井さんより少し先に委員になっていたものですから。では、田中職務代理、4年間、大変お世話になりました、本当にありがとうございます。微力ではございますが、その後を私のできる範囲で一生懸命、務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。では、對馬委員長職務代理者ということでよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、予定されておりました日程は、全て終了いたしました。

田中奈那子委員につきましては任期満了ということで、本日が在任中最後の教育委員会になろうかなというふうに思います。一言、ご挨拶をいただければ、大変、嬉しいです。よろしくお願ひします。

田中委員 本当に早いもので1期4年の任期が7月末で終わることになりました。本当に微力で、私なんか教育委員で本当にいいのかなという

ことでスタートさせていただいたのですけれども、本当にたくさんの勉強をさせていただき、経験もさせていただき、本当に今後の人生の生きる糧になったかなと思います。本当に、對馬委員、折井委員、もちろん馬場委員長に助けられて、和気あいあいと教育長を含め5人の教育委員の体制で、楽しく活動できたことを本当に幸せだと思っております。

また、微力ですけれども、杉並に住んでおりますので、また何か地域の子どもたちとか、力が注げるところがあれば頑張っていきたいと思っております。今後もまた、お目にかかることはあると思っておりますので、どうぞお忘れなく、よろしく願います。ありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。ちょっと涙が出てきそうな、そんな感じですが、4年間本当にお疲れさまでした。これからはますますいろいろな形でご活躍いただき、お元気でお過ごしいただければと思います。ありがとうございました。事務局から連絡事項はございますか。

事務局次長 後任の教育委員の選任でございますけれども、区長が区議会の同意を得て任命されるという仕組みになっておりますので、区長が区議会の同意を得て任命されるまでの間は、教育委員は1名欠員となりますので、あらかじめご承知おきをいただければと思います。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただくということで、よろしく願いしたいと思います。

庶務課長からご連絡等ありましたらお願いいたします。

庶務課長 次回の日程でございますが、次回の定例会につきまして、委員長と相談をした結果、8月18日（月）午後2時からに日程変更をさせていただくことになりました。

なお、議案といたしましては、小学校教科用図書採択、それから、特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の教科用図書の採択に関する審議を予定してございます。よろしく願いいたします。

委員長 それでは、次回は8月18日（月）午後2時から教育委員会を開催させていただきますので、ご予約をよろしく願いをしたいと思います。

それでは本日の委員会は閉会とします。ご苦勞さまでした。